

修了証の「再交付」又は「書替え」に必要なもの

再交付又は書替えの申込みに必要なもの（提出するもの）は、以下のとおりです。

【「再交付」と「書替え」に共通して必要なもの】

- (1) 申込書
- (2) 写真（免許証用：3.0 cm×2.4 cm、カラー又は白黒） 1枚
⇒新しい「修了証」に貼付するために必要です。
※「岩手県高性能林業機械オペレーター認定証」、「林業架線講習修了証」は不要
- (3) 自動車運転免許証のコピー（表面と裏面）
⇒現住所を確認するために必要です。
⇒自動車運転免許証の住所と現住所が異なる場合は、「住民票」を提出してください。
- (4) 郵便切手 434円分
※1 社会情勢により金額の変更があります。
⇒新しい「修了証」を「簡易書留」で郵送するための切手代です。
※2 以下の認定証及び修了証は普通郵便での郵送となりますので、郵便切手代が異なります。
 - ・「岩手県高性能林業機械オペレーター認定証」 → 120円※1
 - ・「林業架線講習修了証」 → 84円※1

【「書替え」の場合に、さらに必要なもの】

「書替え」とは、現在所有している修了証に記載された氏名を変更したときに、新たな氏名に書き替えた修了証の交付を受けるための手続きです。

その場合、上記の(1)～(4)に加えて、現在所有している修了証と次の書類を同封してください。

- (1) 個人事項証明（戸籍抄本）
⇒「自動車運転免許証」に現在の「姓名」が記載されている場合でも、「個人事項証明（戸籍抄本）」の提出が必要です。

【旧姓又は通称の併記を希望される方】

令和3年4月1日より、希望があった場合は、修了証へ旧姓を使用した氏名又は通称を併記できることとなりました。併記を希望される方は、希望する氏名が記載された以下のいずれかの書類を提出して下さい。

- (1) 旧姓を使用した氏名の場合
戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票又は自動車運転免許証等
- (2) 通称の場合
住民票又はそれに類する証明書

（ ） 修了証 再交付 書替 申込書

ふりがな 氏 名	-----		
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の有無 (いずれかを○で囲む)		有 ・ 無
	併記を希望する 氏名又は通称		
生 年 月 日	年 月 日生		
住 所	〒		
	連絡先電話番号		
修了証交付年月日	年 月 日	修了証番号	第 号
再 交 付 又 は 書 替 え の 理 由			

年 月 日

岩手県林業技術センター所長 様

申込者氏名

印

(注意)

- 1 修了証が複数ある場合、本申込書は、修了証毎（技能講習等毎）にそれぞれ作成すること。
- 2 旧姓又は通称、現住所が確認できる書類（自動車運転免許証の写し、住民票等）を添付すること。
- 3 修了証再交付を申込み場合は、既に交付を受けている修了証原本を返還すること。（ただし、再交付の理由が滅失（紛失）の場合を除く。）
- 4 修了証書替えの申込みの場合は、既に交付を受けている修了証原本を返還すること。

記載例

様式第 11 号 (第 22 条関係)

(不整地運搬車運転技能講習) 修了証再交付申込書

ふりがな 氏名	いわて たろう		
	岩手 太郎		
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の有無 (いずれかを○で囲む)		有・無
	併記を希望する 氏名又は通称	きたかみ たろう 北上 太郎	
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日生		
住所	〒020-1234 盛岡市内丸 10-1		
	連絡先電話番号 019-123-1234		
修了証交付年月日	年 月 日	修了証番号	第 号
再交付又は 書き替えの理由	【再交付の場合の記載例】 紛失のため 【書き替えの場合の記載例】 改姓のため(改名のため) 住所の変更のため		

「再交付の場合」記載不要
「書き替えの場合」要記載

令和 3 年 4 月 1 日

必ず記入

岩手県林業技術センター所長 様

必ず押印

申込者氏名

岩手 太郎 印

(注意)

- 1 修了証が複数ある場合、本申込書は、修了証毎(技能講習等毎)にそれぞれ作成すること。
- 2 旧姓又は通称、現住所が確認できる書類(自動車運転免許証の写し、住民票等)を添付すること。
- 3 修了証再交付を申込み場合は、既に交付を受けている修了証原本を返還すること。(ただし、再交付の理由が滅失(紛失)の場合を除く。)
- 4 修了証書き替えの申込みの場合は、既に交付を受けている修了証原本を返還すること。